

【料金表記の一時的変更(税抜表記)について】

平成26年4月1日施行の消費税率変更に伴い、下記の一時的措置を行いますのでお知らせ致します。

変更期間：平成26年3月1日より同年3月31日までの1か月間

変更内容：上記期間内に弊社より発行する「金額記載書面（お見積書・修理完了報告書等）」につきましては、**税抜価格のみを表記し、消費税欄を空白とさせていただきます。**

これは上記書面発行段階では資産譲渡日が新税率の施行日の前後か確定しないために、適用する消費税率が確定しないことによる一時的措置です。資産譲渡日が平成26年3月31日までは5%・4月1日以降は8%の消費税を別途申し受けます。

尚、平成26年4月1日以降は従前の通り、税抜価格・消費税額(税抜価格の8%)・税込価格の表記となります。